

改正

平成17年9月28日条例第59号

志摩市阿児特産物開発センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 農水産物の生産から加工へと地場産業の振興を進めるとともに地域特産物の開発及び消費拡大を推進するため、志摩市阿児特産物開発センター（以下「開発センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 開発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 志摩市阿児特産物開発センター
- (2) 位置 志摩市阿児町神明2034番地

(業務)

**第3条** 開発センターは、目的達成のため次の業務を行う。

- (1) 農水産特産物の開発及び加工技術の研究に関すること。
- (2) 地域農水産業の振興及び生産販売に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項に関すること。

(利用時間)

**第4条** 開発センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

**第5条** 市長は、業務に支障のない範囲で開発センターの施設等を利用させることができる。

- 2 開発センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の許可をする場合において、開発センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開発センターの施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 開発センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、開発センターの設置目的に反するとき。

(使用料)

**第7条** 第5条の規定により利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

**第8条** 利用者は、利用が終わったとき、又は第6条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第9条** 利用者は、開発センターの建物設備又は備品を損傷し、又は亡失したときは、これを賠償しなければならない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の阿児特産物開発センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年阿児町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成17年9月28日条例第59号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**別表**（第7条関係）

施設名	単位	単価
第1加工室（光熱水費、器具等使用料を含む。）	1時間当たり	300円
第2加工室（光熱水費、器具等使用料を含む。）	〃	400円

第3加工室（光熱水費、器具等使用料を含む。）	〃	400円
第4加工室（光熱水費、器具等使用料を含む。）	〃	500円
第5加工室（光熱水費、器具等使用料を含む。）	〃	500円

備考

- 1 開発センターの資材及び材料の購入については、実費とする。
- 2 講師が必要な場合の講師料については、実費とする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間とする。